

## 安城市地域クラブ等参加費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、経済的理由により義務教育を受けることが困難な生徒が、中学生部活動地域展開に伴い、地域クラブ等に参加するための費用に対する補助金の交付に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象とする者は、安城市就学援助条例（平成27年安城市条例第41号）第2条に規定する対象者とする。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、対象者に係る生徒が安城市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（令和8年4月1日施行）第4条第1項の規定による認定を受けた団体又は安城市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（昭和50年安城市教育委員会規則第3号）第7条に規定する登録を受けた団体（以下「地域クラブ等」という。）に所属し、その会費を支払うこととする。

### (補助額)

第4条 補助金の額は1月当たり1,000円（その所属する地域クラブ等の月会費の額又は年会費の額を当該年度中に地域クラブ等に所属している月数で除して得た額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。以下同じ。）が1,000円を下回る場合は、当該月会費の額又は年会費の額を地域クラブ等に所属している月数で除して得た額）とする。

### (申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の補助金等交付申請書を市長に提出するものとする。

### (実績報告)

第6条 規則第5条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、当該年度の末日までに補助事業を完了したときは、規則第8条第1項の補助事業等実績報告書に支払った所属する地域クラブ等の会費に係る領収書を添えて市長に提出するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。